

税務課からのお知らせ



令和3年(令和2年1月~12月分) 所得税確定申告 日程表 (村県民税・国民健康保険税申告)

申告会場 南阿蘇村役場 2階 大会議室

申告受付時間 午前8時30分から11時30分／午後1時から4時

月日	指定地区名	月日	指定地区名
2月16日(火)	第三駐在、第九駐在	3月1日(月)	一関二・吉田三
2月17日(水)	第四駐在	3月2日(火)	両併一・白川東
2月18日(木)	第五駐在、第六駐在	3月3日(水)	中松一・吉田二
2月19日(金)	第八駐在	3月4日(木)	中松二・両併三
2月22日(月)	第二駐在、第七駐在	3月5日(金)	喜多・乙ヶ瀬
2月24日(水)	第一駐在、中松三	3月8日(月)	下田・栃木
2月25日(木)	白川西・吉田一	3月9日(火)	下野・沢津野
2月26日(金)	両併二・一関一	3月10日(水)	長野・川後田
<p>午前中は、指定地区の人が優先となります！指定日に来られない人は、午後から申告ができますので、ご協力お願いします。</p>		3月11日(木)	立野・立野駅
		3月12日(金)	黒川・新所・加勢
		3月15日(月)	東下田・袴野・赤瀬

○下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告においでください。

- 1 大学生、専門学生、専業主婦、病気などで働けなかった無収入の人
- 2 遺族年金、障害年金受給者の人
- 3 専従者給与の人や配偶者・扶養控除の該当の人で、所得証明書が必要な人
- 4 年金400万円以下の年金受給者の人も住民税申告はしなければなりません！

※申告されないと、所得証明や課税証明書発行ができないばかりか、国保税の軽減などを受けられず不利益を被ることになります。

○申告に際してのお願い

- (1) 昨年、利用者識別番号を取得された人は、確定申告時に必ず、「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」を持参いただきますようお願いいたします。
なお、まだ取得されていない人は、申告当日取得も可能です。
利用者識別番号を取得されると、添付資料が不要になったり、還付金が2週間程で戻って来たりするなど大変便利です。
- (2) 新型コロナ拡大防止対策として、庁舎入口にて体温測定をおこないますが、発熱などのかぜ症状がある場合、当日の申告はお断りさせていただきます。
- (3) 申告当日の受付後は、申告の順番がくるまで、原則、自家用車内での待機をお願いします。順番になりましたら、電話にてお知らせしますので、マスクを着用して申告会場にお越しください。

阿蘇税務署および 南九州税理士会(阿蘇支部)の申告相談会

次のとおり申告相談会を実施しますので、ご利用ください。

1. 阿蘇税務署および南九州税理士会阿蘇支部による申告相談会

開催日時	令和3年2月8日(月)、9日(火) 午前9時から11時30分/午後1時から4時
開催場所	南阿蘇村役場1階 西会議室
内容	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) 申告書作成(初年度控除適用の人が対象)
必要書類	・年末残高証明書(金融機関発行) ・登記事項証明書(法務局発行) ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・利子助成金などがあれば、その金額が分かる書類など

2. 南九州税理士会(阿蘇支部)による申告相談会

開催日時	令和3年3月10日(水)、11日(木)、12日(金) 午前9時から11時30分/午後1時から4時
開催場所	南阿蘇村役場2階 大会議室
内容	各種税務申告に関する相談
必要書類 (相談会共通)	・令和2年分の所得額や所得控除額が分かるもの(給与所得者の人は源泉徴収票) ・マイナンバーカード ・本人確認証(運転免許証や保険証など)

医療費控除には「通常の医療費控除」と 「セルフメディケーション税制」があります

セルフメディケーション

税 控除 対象

◇通常の医療費控除とは？

治療のため医療費や薬代を支払ったときに受けられる控除(生計を一にする家族の医療費なども含む)で、条件は以下のとおりです。

1. 総所得金額が200万円以上の場合→10万円超の支払いが必要
 2. 総所得金額が200万円未満の場合→総所得金額×5%超の支払いが必要
- ☑総所得金額が150万円の場合は、150万円×5%=7万5千円超の支払いがあれば控除を受けることができます。(注:高額療養費、入院給付金などは、支払った医療費から引く必要があります。)

◇セルフメディケーション税制とは？

健康の維持増進および疾病の予防に対して一定の取組(職場の定期健診・予防接種・人間ドック・特定健康診査など)をおこなう個人が、令和2年中(1月1日~12月31日)に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その購入費用が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合には88,000円が限度)について、所得控除を受けることができます。

※12,000円を超えた医薬品の購入額がそのまま還付されるのではなく、超えた分の金額がその年分の総所得金額から控除されるもので、通常の医療費控除の仕組みと同じです。

なお、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、**同時利用は出来ませんので、どちらかを選択して確定申告をおこなう**こととなります。

また、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制についてのご不明な点や様式などについては、国税庁ホームページを参照いただくか、役場税務課までお問い合わせください。



国税庁HP

〈問い合わせ〉税務課 TEL(67) 2703